



解雇補償への MPF 充当廃止

1. 解雇補償への MPF 充当廃止

企業が従業員に支払う解雇補償金を強制退職年金基金（MPF）の資金から充当できる制度が2025年5月1日付で廃止されました。これまでのMPF充当制度は、企業が勤続2年以上の従業員に支払う解雇補償金または勤続5年以上の被解雇者や定年退職者に支払う長期服務金に関して、従業員名義のMPF口座に企業と従業員が積み立てた資金のうち、企業側積み立て分を用いて相殺することを認めていました。

この制度が廃止されることにより、企業側の費用負担が増えることから、労働団体は従業員の解雇につながる可能性があるとして懸念が示されています。実際には、企業が実際に負担する解雇補償金または長期服務金は、MPF充当制度の廃止から3年目までは助成金によって50%に抑えられる等（その後は段階的に企業負担の割合を引き上げ）、25年目までは企業が支払うべき金額の一部を政府が肩代わりする仕組みとなっており、企業側の負担が急激に増えることはなさそうです。

2. 米国による関税引き上げに係る対策の公表について

トランプ米政権による「相互関税」の第2弾が現地時間9日に発動されるのを前に、香港政府トップの李家超行政長官は2025年4月8日の定例会見で、7分野での取り組みを強化する対策を発表しました。主なものとしては以下が挙げられます。

- ・ 国際協力の積極化
→対米貿易減少を相殺するため、ASEAN や中東、その他の「一帯一路」沿線国、地域との地域貿易を拡大
- ・ 自由貿易協定（FTA）締結先の拡大
- ・ 関税の影響が予測される業界、企業への支援

なお、政府は「一国二制度」下の香港の最も重要な優位性の一つが自由港だとして、報復関税などの対抗措置は取らない考えです。李氏は「自由貿易は香港の競争力の優位性であり、香港が成功する生命線だ。われわれは香港の自由港としての地位を維持し、自由貿易政策を推進し、商品、資本、情報の自由な流れを保障することで、世界中の人々が香港で貿易や投資を行い、香港と中国本土でのチャンスを受受できるようにする」と強調しています。

フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台北・台中・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話 : +852-2156-9698

担当 : 山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。